

個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「条例」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、下記の義務を負うことに留意してください。

記

- 1 契約内容に別記個人情報取扱特記事項があり、委託事務の遂行に当たっては、当該特記事項を遵守しなければならないこと
- 2 条例第9条第2項に基づき、受託者は個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務を負うこと
- 3 条例第9条第3項に基づき、受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
- 4 受託者は条例第43条の罰則の対象となること
- 5 受託した事務に従事している者又は従事していた者は、条例第40条の2又は第40条の3の罰則の対象となること

（教示） 福島県個人情報保護条例

（委託等に伴う措置等）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前三項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、県が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第6章 罰則

第40条の2 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第4項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報のファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条の3 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条の2又は第40条の3の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。